

かもがわ

暑中お見舞い
申し上げます





お金で買えないもの

坂元和夫

本稿は、正義論で有名なハーヴァード大学マイケル・サンデル教授の著書「What money can't buy」の紹介です。

市場原理主義

一九八〇年代にアメリカのレーガン大統領とイギリスのサッチャー首相が「経済を政府ではなく市場に委ねてこそ繁栄と自由が得られる」とする政策を打ち出しました。市場原理主義とか新自由主義とか言われるものです。わが国では小泉首相がこの考え方に基いて規制緩和政策を推し進めました。

価値観への影響

市場原理主義は、政府の規制を最小限にして人々の経済活動の自由を最大限尊重しようとする考え方です

で、エコノミークラスの乗客でも特別料金を払えば、列を飛び越えて先頭に並ぶことができる制度を取り入れる航空会社が出てきました。

から、一見良さそうに見える。しかし、実際には、アメリカでも日本でも富貴の格差が拡大するなどの見過ごせない弊害が生じています。

それだけでなく、物の価値を何でもお金で測るとか、お金さえあれば何でもできるという意識が人々の間で強くなってきています。昔前には考えられなかったような事例が続々と現れてきているのです。その幾つかを挙げてみます。

順番を待つ列

順番を待つ時間がお金で買えるようになりました。
・大きな空港では、セキュリティ検査や出国管理や税関で長蛇の列が出来ます。以前から、ファーストクラスの乗客は別扱いでしたが、アメリカやイギリス

場を開設することにより、ダフ屋を放逐し順番待ちの列を短くすることに成功しました。

・ニューヨークの市営劇場がセントラルパークで無料のシエークスピア劇を公演しました。豊かでない市民層への公的サーヴィスです。整理券を求めめる市民の長蛇の列ができました。二〇一〇年にアル・パッチーノが出演した時などは特にひどかったようです。「並び屋」がウェブサイトで整理券を二五ドルで売りに出しました。市当局は、市民の税金で「並び屋」を儲けさせることを問題とし、プロヴァイダーに広告を止めさせようと圧力をかけました。

・北京の大病院の予約券窓口には、地方から診療を受けに来る人達が長蛇の列を作ります。そこに目を付けたダフ屋が列に並んで手に入れた予約券を列に並ぶ患者に売りつけるようになります。病院は、その対策としてより高額の予約券売

罰金の手数料化

・中国は、一人っ子政策を採用し違反者に二〇万円の罰金を科しました。ところが、裕福な夫婦が役所へやってきて二〇万円をテーブルに置き胸を張って二人の子供を産むケースが出てくるようになりました。

・保育園に遅れて子供を迎えに来た親から制裁金を取るようにしたところ遅刻する親がかえって増えたという例、グラントキヤニオンでゴミを捨てたハイカーへの罰金に効果がなかったという例もこれと同じ現象です。

禁猟動物の狩猟許可

・アフリカの黒犀は乱獲によって絶滅が危惧されていますが、その牙を密売する密猟者が跡を絶ちません。二〇〇四年に南アフリカ政府は、五頭に限り一頭一五万ドルで黒犀狩猟権を売却することを許可しました。保護区の牧場主に黒犀保護育成のインセンティブを与えるためです。名乗りを挙げたビッグゲームハンターは、アメリカの金融業者とロシアの石油王でした。

気持の商品化

・一九九七年にアメリカで結婚式のスピーチのオーディオメーキングを一九九〇年で引き受けるビジネスが出現しました。

ニューヨークタイムズは、中国では謝罪を代行するビジネスがあると報じています。

・贈物をする時にその店のギフトカードを贈ることが近年盛んになっています。贈られた物のサイズが合わなかったり、あまり欲しくない物だったりした場合は不都合が避けられる便利さがあるからです。このギフトカードを買い取るビジネスが現れたのは当然です。アメリカでは、例えば、クリスマスプレゼントに叔母さんから贈られたフルーツケーキについて、店がメールで、そのまま配達をするか、別の物に代えるか、他への贈物に廻すかを訊いてくるサービスをするところがあるそうです。

核廃棄物の廃棄場所

・原発の依存度の高いスイスは、放射性廃棄物の廃棄場所を見つけるのに苦慮し過疎地のある村を候補地にしました。諸否の住民投票が行われる直前にある経済学者が動向調査を行いました。無条件の受入れについ

ては五一％が賛成しましたが、各住民に金銭給付をすることを条件にしたところ、予期に反して賛成が二五％に下がりました。金銭給付に反対した人達は、自分たちが公共のために協力しようとした気持ちに汚す賄賂だとして反発したのだというのがその学者の分析です。

「人の生死」ビジネス

・会社が(西)に生命保険をかけた会社が保険金の受取人になることは一般的ですが、普通の従業員については、アメリカでも最近まで法律で禁止されていました。しかし、保険会社のロビー活動によって多くの州が禁止措置を解除しました。一九九〇年までに、大企業が自社の従業員に保険をかける投資は何百万ドルにも達しました。死亡保険金には税金がからないことがこれに拍車をかけました。

従業員の出発は、会社が自分に保険をかけていることを知りません。会社は、保険をかけることについて

従業員の承諾を得ることも知らせることも必要ではないのです。二〇〇〇年には、この種の保険(雑役夫保険と称される)が全生命保険の二五％から三〇％を占めるまでになりました。会社は、その従業員が会社を辞めたあとも保険料を払い続け従業員之死によって多額の保険金を手にするので。今や、この保険は、働き手の死による家族の生活保障という生命保険本来の目的を失い会社の財テクの手段となりました。

・もう一つのもっと凄惨な生命保険ビジネスが一九八〇年代にエイズの蔓延を切っ掛けに考え出されました。生命保険に入っているエイズ患者が余命一年と宣告され、治療費とか生活費にお金を必要としているとします。あるいは、残り時間をゆつたりと過ごしたいのかもしれないと。その保険を投資目的で安く買い取るのです。エイズ患者は生前に必要なお金を手にし、投資家は割の良い投資に満足します。問題は、投資家がエイズ患者の早期の死を期

待するようになる点です。一九九六年にエイズの特效薬が開発されると、この保険買取りの仲介を業とする会社の株価が十分の一に下落し廃業に追い込まれました。

その後、この保険買取りは、エイズ患者からガン患者へ対象を換え、さらに六五歳以上の高齢者一般を対象とするようになり、今では最も成功したビジネスの一つに数えられています。

命名権の売買

・大リーグの野球場やサッカー競技場の命名権が何百万ドルという対価で売買されています。財政難に悩むアメリカ各州の市町村が市営地下鉄の駅名、公園、自然歩道などの命名権を売るようになりました。最近では、公立の小中高の学校の体育館や運動場などの施設だけでなく、学校名そのものの命名権さえ売られる学校が現れています。

感想

現代は、功利主義が蔓延

し経済効率が何よりも優先される世の中です。大災害の度に(一〇〇億円の損害)と報道されお金で計れない被害を軽視する風潮も同じですし、大学の理科学部部の偏重もそうです。法の世をでさえ、あらゆる説明現象を経済学の理論で説明しようとする法と経済学という学問分野が持て囃されています。

しかし、経済合理性だけで物事を処理しようとする、人間にとって大切な目に見えない価値が振り落とされていきます。世の中にはお金では買えないもの、買ってはいけないものがあるのです。

サンデル教授はテレビの白熱教室で有名になりましたが、その教授方法もさることながら、彼の正義論や価値論には共感するところが大でした。





「保険主義」の限界

尾 藤 廣 喜

医療保険と介護保険の「改正」

財政対策を中心とした医療保険の「改正」法が五月二十七日成立しました。この「改正」は、国民健康保険の運営を市町村から都道府県に移して「標準保険料率」を都道府県が示す、後期高齢者医療の保険料「軽減特例」を廃止する、入院給食費の負担金を引き上げる、新しく「患者申し出療養制度」を作って、保険の対象とならない自己負担の医療の拡大をめざすなど軒並み患者の負担増、保険の対象範囲の縮小を目指す内容となっています。

また、介護保険についても、四月から「要支援一・二」の対象者についての訪問介護と通所介護を保険の対象から外し、市町村の総合事業に移して、自治体の責任での運営を求めるほか、介護に対する報酬についても大幅に引き下げられました。さらに、医療介護総合推進法が六月一八日に成立し、八月から介護サービス自己負担が年収の多い人では一割から二割に上がります。

このほか、年金保険では、物価と賃金のうち低い方の上昇率を見て、それより下回る幅での引き上げしか行わない「マクロ経済スライド」が初めて適用されて、年金額の実質減額が行われています。

このように、医療も年金も、さらに介護保険も、利用者的大幅な負担増と給付内容の制限で、大きな危機を迎えているのです。

「制度間格差」

と所得再分配機能

もともと、医療保険や年金保険などの社会保険制度は、各保険の加入者から徴収した保険料を基盤に給付を行う制度で、医療保険では、国民健康保険・健康保険・共済制度などに、年金保険では、国民年金・厚生年金・共済制度とさまざまの制度に分かれています。

しかも、各制度の加入者による収入や年齢構成、有病率や保険事故の発生率など格差があり、徴収できる保険料総額や必要とされる給付の総額にもともと制度間の格差があるという根本的問題点があります。わかりやすく言えば、後期高齢者医療の対象となる高齢者は、おむね収入が小さく保険料の負担能力が小さいのに対して、病気にはなりにくく、医療の給付額は多くなるといった特徴があり、このような高齢者だけで保険制度を作り、必要な給付を高齢者から徴収する保険料で全て賄なおうとしても不可能なことはおわかりいただけるでしょう。

また、年金で考えれば、国民年金の加入者は、他の制度の加入者に比べて収入が少なく、保険料の負担能力も低いうえに、保険料が基本的には均一の金額になっていますので、保険料だけで年金制度を運用しても、十分な給付を賄うことはできません。

しかも、税金とは違って医療保険では、保険料計算の根拠となる所得の上限は低額に設定されており、高額所得者ほど負担率が低くなるという根本的矛盾があります。また、年金でも、国民年金については、先にも述べましたとおり基本的に均一の金額になっていまして、所得の少ない人の負担率が高く、所得の多い人の負担率が低いという構造は変わりません。

この矛盾を解決するためには、本来保険料で財政負担する範囲をできるだけ少なくし、税金で負担する範囲（公費負担）を大きくするとか、保険料の負担について累進負担を強化して、制度間の格差を少なくしていくかなければなりません。

ところが、今回の「改正」では、後期高齢者医療について一部現役世代から徴収した保険料から格差補填のための援助金を回してはいるものの、制度間の格差はほぼそのままに放置し、あくまでも保険料を中心に制度を運用しようとしているのですから、保険料の引き上げ、自己負担の拡大、保険給付範囲の縮小、給付額の減額という方法をとるしかない状態になるのです。

「保険主義」の限界を自覚し、公費負担の割合を増加し、制度間格差をなくし、累進負担を強化するという視点に立った「社会保障制度の『改革』」が必要で



砂川判決についての 安倍内閣の解釈

山崎 浩 一

政府解釈への違和感

衆議院憲法調査会で有力な憲法学者二人が集団的自衛権は憲法に違反すると言明したことについて、自民党幹部が憲法解釈を決定するのは最高裁判所であり、砂川事件の最高裁判決は集団的自衛権を合憲としていたと述べるニュースを見て、大学で憲法を学んだ身としては、驚いて判例を読む直しました。

この事件は、一九五七年七月、基地拡張に反対するデモ隊の一部が、アメリカ軍基地の立ち入り禁止の境界柵を壊し、基地内に立ち入ったとして、日米安保条約に基づく地位協定に伴う刑事特別法違反で起訴された事件です。

伊達判決

東京地方裁判所(裁判長伊達秋雄)は、一九五九年三月二〇日、次のように述べて全員無罪の判決を下しました。

「憲法九条は、侵略的戦争は勿論のこと、自衛のための戦力を用いる戦争及び自衛のための戦力の保持をも許さないとするものである」「わが国に駐留する合衆国軍隊はただ単にわが国にさえられる武力攻撃に対する防禦若しくは内乱等の鎮圧の援助にのみ使用されるものではなく、合衆国が極東における国際の平和と安全の維持のために事態が武力攻撃に発展する場合であると、戦略上必要と判断した際にも当然日本区域外にその軍隊を出動し得

るのであつて、その際には

わが国が提供した国内の施設、区域は勿論この合衆国軍隊の軍事行動のために使用されるわけであり、わが国が自国と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、戦争の惨禍がわが国に及ぶ虞は必ずしも絶無ではなく」「指揮権の有無、合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、憲法九条によつて禁止されている陸海空軍その他の戦力の保持に該当するものといわざるを得ず、憲法上その存在を許すべからざるものといわざるを得ない」

跳躍上告と最高裁判決

これに対し、検察側は直ちに最高裁判所へ跳躍上告し、最高裁判所(裁判長田中耕太郎長官)は、同年一月一六日、伊達判決を破棄し、地裁に差し戻しました。これに基づき再度審理を行った東京地裁(裁判長岸盛)は罰金二〇〇〇円の有

罪判決を言い渡しました。

最高裁は、日本に駐留する米軍が戦力不保持を定める憲法九条に違反するかについて、憲法九条が戦力不保持を規定したのは、日本が戦力を保持し、自らその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使することにより、永久に放棄することを定めたいわゆる侵略戦争を引き起こすがごときことのないようにするためであると述べ、憲法九条「二項がいわゆる自衛のための戦力の保持をも禁じたものであるか否かは別として、同条項がその保持を禁止した戦力とは、わが国がその主体となつてこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうものであり、結局わが国自体の戦力を指し、外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しない」と解すべきである」としました。

条約は、主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものというべきであつて、その内容が違憲なりや否やの法的判断は、その条約を締結した内閣およびこれを承認した国会の高度の政治的ないし自由裁量の判断と表裏をなす点がすくなくない。それ故、右違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない性質のものであり、従つて、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のものである」との統治行為論の立場を採り、米軍の駐留は、一見極めて明白に違憲無効であるとは認められないとしました。

最高裁は、本件安保条約の目的は、日本と極東の平和と安全を維持し、再び戦争の惨禍が起らないように

することにあり、日本が米軍の駐留を許容したのは、日本の防衛力の不足を、平和を愛好する諸国民の公正と信義に信頼して補なおうとしたものに外ならないと述べており、あくまでも安保条約と駐留米軍の違憲性についての判断にとどまっているのです。

僕が大学時代に教科書として読んでいた「憲法」(橋本公巨)を引っ張り出して読み直したところ、砂川判決は、外国の軍隊は日本の指揮、管理権を行使し得ないのだから憲法が禁止する戦力には該当しないというところ、日米安保条約のような高度の政治性を有する問題は司法判断にはなじまないと言った判決として紹介されており、集団的自衛権を認めたものとははきれていません。

アメリカの介入

その後には明らかになったところでは、伊達判決を受

けて駐日大使は日本の外務大臣に最高裁への跳躍上告を促す外交圧力をかけたり、最高裁長官田中と密談したりしていました。跳躍上告を促したのは、通常の控訴では訴訟が長引き、一九六〇年に予定されていた条約改定に支障となるおそれがあったためでした。

政府見解の変遷

この判決後においても一九七二年の政府見解は結論としては「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」としました。集団的自衛権は我が国が攻撃されていない場合であり、自衛のための必要最小限を超えるもので憲法上禁止されているという論理に基づくものでした。

しかし、あらためて最高裁判決、特に田中長官の次のような補足意見を読むと、今の自民党と同様の意見をもっていたように思えます。

「一国が侵略に対して自国を守ることは、同時に他国を守ることになり、他国の防衛に協力することは自国を守る所以でもある。換言すれば、今日ではもはや厳格な意味での自衛の観念は存在せず、自衛はすなわち他衛、他衛はすなわち自衛という関係があるのみである。従つて自国の防衛にしる、他国の防衛への協力にして、各国はこれについて義務を負担しているものと認められるのである。」

田中耕太郎と雑音発言

田中長官は広津和郎氏の「松川裁判」など冤罪判決に対するジャーナリズムや世論の批判が激しいときに、最高裁長官として高裁長官や地・家裁所長に対して「世間の雑音に耳を貸すな」と訓示した人物です。この訓示はうわべは個々の裁判官の独立性を鼓舞するような内容ですが、最高裁判所による人事統制が行わ

れている裁判所内部においては、仮に裁判官が信念に基づいて下した判決が世論と同じ結論であれば、最高裁判所からは世間の雑音に耳を貸したと思われ、不利な処遇を受けることを危惧させる効果を持つのではないだろうか。

伊達判決の輝き

亡戒能通孝教授は、このような最高裁判決は「無理押しのない限り国会でも通用しない」と述べられましたが、今はまさに無理押しが通用しそうな状況です。

与党の政治家は、反対意見について平和ほけとか国際社会の現実を直視していないといえます。しかし、伊達判決も憲法の示す安全保障のあり方についての次のような見解を示してしましたのが、私には平和ほけの見解とは到底思えません。難しい国際情勢の今だからこそ、伊達判決が輝きを放っているように感じられます。

憲法は「消極的に諸外国に對して、従来のわが国に對して、従来主義的政策にしての反省の実を示さんとするに止まらず、正義と秩序を基調とする世界永遠の平和を實現するため先駆たらんとする高遠な理想と悲壯な決意を示すものだといわなければならない。」

最高裁は統治行為論を述べる理由の中で、安保条約についてどのような立場を採るか「一次的には、右条約の締結権を有する内閣およびこれに対して承認権を有する国会の判断に従うべく、終局的には、主権を有する国民の政治的批判に委ねらるべきものであると解するを相当とする。」と述べています。

安倍内閣が国民の政治的批判を無視して強行しようとしていたことは最高裁の予定した国家のあり方に反するものであらうと思えてなりません。



法服の話

畷田 則 仁

この夏は、安全保障関連法案の問題をはじめとしてホットかつ深刻な問題が山積み状態で、本、論文、コラム等読み物に事欠きません。そこで、今回は少し息抜きをさせていただくことにしました。

★ 法廷に入りますと、裁判官と書記官が黒いガウンのような服を上に着用しているのが目に入ります。これが「法服」です。日本では、明治政府が法制度の近代化を進める中で、法廷で判事(検事等がばらばらな服装でいるのは見苦しいという)ことから、明治三三年制定の裁判所構成法の中で、公開法廷において、判事、検事及び裁判所書記は制服を、弁護士は職服を着用すべし

と定め、その後勅令、司法省令で服の具体的なデザインが定められました。が、聖徳太子像が参考にされたようであり、古代の官服風のものとなっていました。上衣(分ウシ)と帽子がセットになっており、地色は黒で、上衣は立襟で襟回りから胸にかけて唐草模様(刺繡)が施されていました。ここまでは大体共通ですが、判事は刺繡の色が深い紫色、刺繡の中には桐の紋章が入っており、その個数で裁判所の区分けがなされています(現在の最高裁判所に当たる大審院は七個、地方裁判所は三個といった具合です)。検事は刺繡の色が深い緋色に変わり、判事と同様検事局が附置されていた裁判所の種類に従って桐の

紋章の個数が定められていました。弁護士は、白色の刺繡のみで、桐の紋章はありません。地色が黒というのは、裁判の厳肅性を表したいという点でしょう。裁判所のホームページには、「黒色」とされたのは、黒色が他の色に染まることはないという点で、公正さを象徴する色として最適なものであると考えられたためといわれています。」とありますが、これは、検事、弁護士(法服)がなくなった戦後においては、最も分かりやすい説明かもしれませぬ。

★ 戦後、裁判所法に法服に関する定めがなされず、法廷での服装がばらばらとなったため、昭和四四年、裁判官について、最高裁判所規則で「裁判官は、法廷において、制服を着用するものとする。」と定められ、通達で現在のデザインの法服が決まりました。特

に裁判官についてこのような定めをしたのは、「厳肅に秩序正しく手続が行われなければならない法廷において、人を公正に裁くべき者の職責の厳しさを象徴する(裁判所ホームページ)」ものと位置付けられたことによるものようです。現在の裁判官の法服は、帽子がなく、上衣については生地が黒羽二重で、襟元があき、刺繡もなく、なりました。立襟をなくして襟元を開けた現在の法服は、ネクタイ着用を当然の前提としているものと考えられ、女性裁判官にネックチーフを制服として定めたのも襟元が開くものが多い女性の服装を考慮したものでなかったかと思えます。また、袖が大きく膨らんでいますが、「袖の下」が入らないよう腕を通す部分のみ残してしっかり縫ってあります。現実に着用した感想ですが、法廷という非日常の閉鎖空間独特の雰囲気、

裁判官の座る法壇の高さと相まって、法廷に緊張感を保つ効果をもたらすことは実感できました。法服そのものは、軽くゆったりしているのですが、袖が非常に大きいので、動くのにはいささか邪魔であり、しょっちゅう何かにひっかけたりしていました。

★ さて、クールビズは、いよいよ日本社会に定着した感があります。以前にも少し述べましたが、裁判官のノーネクタイでシャツの第一ボタンを外した上に法服を着るといふ夏期のファッションもごく普通になってしまいました。これは、法服のデザインにもそぐわず、法廷の重みを甚だしく失わせ、やはり毎年気になります。こういう感覚は古いのでしょうか？



福島朝鮮学校の集団疎開

富増 四季

福島原発事故の約二ヶ月後、新潟への集団疎開を実現した学校があります。福島朝鮮初中級学校です。三月の震災当時には小中合わせて三名いた生徒のうち、一世帯の卒業、一世帯の自主避難転出、さらには二家族から自主避難の相談を受けるような状況に直面するなかでの苦渋の決断でした。

日本の公立学校は、避難指示区域等指定の範囲内の六八校は臨時休校・臨時移転としたものの、僅かでもその範囲を超えれば、通常の授業を継続しました。放射線の危険性を過小評価する政府見解を許されず、学校は集団避難を待たず、後に仮処分申立を受けた裁判所も、行政に集団疎開対応を命じることはありませんでした。

断したことについては、「集団疎開や：子どもへの心のケア：避難者を受け入れる態勢作りの点でも、様々な情報や論点を提供して(おり)：県外避難者の充実(と)：その支援態勢の充実(と)にこそ経験を活用すべき」と高く評価されています(脚注)。

「原発災害下の福島朝鮮学校の記録」子どもたちとの県外避難(二〇四日)【脚注】は、地震直後の様子を克明に記しています。小学一年生で入学してきました子どもたちは、学校の公式な指導方針として「叩いたりけつたりせず友達を大切にしよう」「物を壊さず大切にしよう」といった一般的なものに並んで、「お外には目に見えないばい菌が多いので、外にでるときは必ずマスクを、外から校舎内に入るときは必ず手洗い、うがいをしてしよう。」「遊びたいたときはグラウンドではなく、校舎内や体育館で」窓

ドアを開けたら必ず閉めよう。」といった項目を掲げて徹底したそうです。おわかりでしょうか、そう、「目に見えないばい菌」とは、放射線のことです。

本来の民族教育の実践ではなく、日々、こんなところで苦勞をしながら、ない先生方の心の中。朝鮮のよい美しさを伝えるべき場で、おぞましい危険物質を表現しなくてはならない矛盾。そして、幼い子どもが、運動場を無心に走り回ることは許されず、何をやるにつけても「見えないばい菌」のことを意識するよう指導される過酷な環境。かわいらしい表現からも、原発事故という人災からの影響が生活のすみずみまで及んでいたことが感じられます。

しかし、こうした対応にも限界があり、また情報から錯綜するなかで保護者たちの不安は募る一方で、学校は疎開の決断を迫られます。

◆ 学父母や教員のみならずにとつて、集団疎開は、子どもを「福島に残した場合の被曝量」「親元から引き離すこと」の精神的な影響、

そのどちらが大きな悪影響を及ぼすのか、誰にもわからないなかでの決断でした。民族教育を実践して文化・言語を承継し、同時に子どもたちの学校生活を充実させていくためには、一定の生徒数の確保が必須です。

学父母たちは「自分の民族を忘れない強い子に育てたい」、そのために学校の維持が必要との思いで一致団結し、新潟への避難生活を決断したといえます。

◆ 新潟に来たその日、もともと、砂遊びが大好きな小学一年生の男の子は、久しぶりにマスクなしで遊ぶことを喜んで「風って気持ちいいなあ。外で遊ぶのって楽しい！」と駆け回っていたそうです。

この新潟での実践は日本の各学校のモデルケースとなるべく、社会で知ってほしい大きな意義があったはずでした。それでも、具永泰校長(当時)は、世間へのアピールを断念します。その理由を問われ、「差別です。マスコミは、私たちの取り組みを歪めることなく伝えてくれるだろうか。世論は、私たちの取り組みについて、そのありのままの

姿を受け止めてくれるだろうか。もし(新潟・福島)両校の子ども達に何かがあったらいけない。そう考えざるを得ないのです。残念なことです」と語っています。こうしたところで、差別の影響があり、そのしわ寄せが子どもたちに来るのは悲しいことです。

◆ 震災直後、福島や仙台の朝鮮学校の校舎は避難場所となり、日本人や朝鮮人などという国籍・民族を問わず受けいれる避難拠点の役割を果たしました。

共通の苦難・災害に立ち向かうなかで違いを乗り越え助け合えたのは、普段から、文化交流、多文化共生の取り組みが続けられてきたからだと思えます。地域社会の取り組みにおける地道な積み重ねの大切さが実感されます。

(一) 具・大森 編、明石書店
二〇一四年。小出裕章氏のインタビュー。生徒達が新潟に移ったのは、大変うれし。そうすべきだ」とコメントしています(同書四七頁)。
(二) 監修 放射能集団疎開の成果と課題 福島朝鮮学校が新潟に。日経ビジネスオンライン 二〇一・二・九号記事



マスメディアの表現の自由と 個人の表現の自由

齋藤 亮介

近年、インターネットが急速に発展し、誰もが自由に表現をできる環境が形成されてきたことで、既存のマスメディアに対して批判的な意見が特にインターネット上でしばしば見られます。もっとも、そうした意見の中には、単なる知識不足や半ば悲ふだけのような陰謀論のようなものも少なくありません。しかし、マスメディアが報道すべき情報を取捨選択することは不適切じゃないか、マスメディアについても所詮広告で収入を得る一営利企業に過ぎないのに、情報流通を大きくコントロールしている状況は不健全ではないのか、そうであれば公権力により一定の規制がなされるべきではないのか、といった

ような意見については、その結論には賛同できませんが、その意見の根本にあるように思われる疑問については、理解できる部分もあります。

そのような疑問が生じる原因のひとつとしては、おそらく、マスメディアにいわば特権を与えることについての不公平感があるように思えます。そして、表現の自由が全ての人権享有主体に同様に保障されるべきだという前提に立つのであれば、そうした不公平感も共感できる部分があります。もっとも、そもそも私達個人々の表現の自由とマスメディアの表現の自由を同じ列に取り扱う事自体、正しいのでしょうか。この問題については、実は、憲法学

者の間でも見解が分かれてるようです。表現の自由論が形成されてしばらくの間は、個人の表現の自由の延長線上でマスメディアの表現についても議論がなされてきました。しかし、近年になり、マスメディアの表現の自由は、個人の表現の自由とは質的に異なる、という考え方が登場しています。現在の憲法学者でそうした考え方を採る代表的な人物は、昨今世間を賑わせている安保法制につき参考人として衆議院憲法審議会で質疑に応じた、長谷部恭男教授です。長谷部教授の憲法学は独自の精緻な体系をなしており、結論だけを紹介することがあまり適切ではないという問題はあるのですが、ともかく、長谷部教授は、マスメディアの表現の自由を、社会全体の利益に基づいて政策的に保障された権利であると位置づけます。そして、基本的情報

の公平な提供の確保などの他の重要な利益との関係では、規制がなされることも許容され得るとします。このように、新たな考え方は、マスメディアの特殊な役割に着目して国民一般には保障されていない特権を認めることもある一方で、国民の知る権利のために一定の公的な規制を課すことも許される、とします。

最高裁は、いわゆる博多駅テレビフィルム提出命令事件において「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に参与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである」という理由で、報道の自由が思想の表明の自由とならんで憲法二二条のもと保障される、と判断しました。最高裁のこの判断については、判決文のどこに重きを置くかで従来の考え方の延長線上にあるようにも、新しい考え方に接近し

ているようにも見えます。私個人としては、新しい考え方の方に親近感を覚えます。現代では、この新しい考え方が登場した時期と比べて、インターネットという極めて重要なメディアが飛躍的な発展を遂げているため、マスメディアの地位の特殊性が揺らいでいるようにも思われます。しかし、インターネット上で情報の検討や議論が行われる際も、結局は一次的な情報源のほとんどがマスメディアが発信したものであり、インターネットが発展した現代においても、なおマスメディアの地位の特殊性・重要性は揺るがないと私は考えています。そのため、この新しい考え方に親近感を覚えるのです。いずれにせよ、私達国民がマスメディアの表現の自由について考えるときは、その存在の特殊性をどう扱うのかを意識してみることが必要になりそうです。

かもがわ講座

道路交通法改正

六月一日から自転車事故の予防対策に関する道路交通法の改正法が施行されました。自転車は、私たちが幼いころから親しんでいる最も身近な乗り物ですが、法的には歩行者の延長のような存在ではなく「軽車両」として車の一種です。そして、自転車の交通事故は全交通事故の約二割を占めています。殊に、近年は対歩行者との事故が大幅に増加しており、これにより重大な結果が発生することも少なくなく、自動車と異なり、保険加入が強制されていないこともあって、人身事故が発生しますと、被害者・加害者の双方の生活が根底から覆されてしまう事態も希ではありません。もちろん、自転車であっても、道路交通法違反行為は刑事罰の対象となるわけですが、今回は、罰則の強化ではなく、自転車には免許なく誰でも乗れ、法規その他安全運転のための教育の機会が極めて乏しいという実情に鑑み、まずは安全教育を広く行おうということになったのです。

具体的には、三年以内に二回以上所定の危険行為を繰り返す自転車運転者に対し、公安委員会が自転車運転者講習を受けるよう命令を発し、三か月以内の指定された期間内に講習を受講しなかった場合には五万円以下の罰金に処すことができるようにしたというものです。講習は三時間、講習手数料

五七〇〇円(標準額)は命令を受けた自転車運転者の自己負担となります。

摘発の対象となる危険行為としては一四項目が定められており、要約すると、信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路徐行違反、通行区分違反、路側帯通行時の歩行者通行妨害、遮断路切入入り、交差点安全進行義務違反等、交差点優先車妨害等、環状交差点の安全進行義務違反、指定場所一時不停止等、歩道通行時の通行方法違反、ブレーキ不良自転車運転、酒酔い運転、安全運転義務違反といったものです。この中には、信号無視や酒酔い運転といった典型的な危険行為もありますが、自転車の通行特有の、しかもルールそのものの周知が十分でないものも多くあり、また、最後の安全運転義務違反については、たとえば、携帯電話やスマートフォンを操作しながらの運転、音楽プレーヤーをイヤホンで聴きながらの運転、傘差し運転など多くのものが含まれます。

摘発の実情としては、軽微な違反にとどまると判断されたものについては、指導、注意で済んでいるようですが、運転には心したいものです

かもがわ 五十七号

■発行／鴨川法律事務所